

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成26年 1月28日（火）

担当課：教育部 保健給食課

件 名：大和市学校給食費補助金交付要綱の制定について	
提出理由：少子化対策の一つとして、市立小中学校等における給食費について公費による助成を行いたいため	
内 容： 1. 背景等 - 学校給食法では、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものと定められている。 - 本市においては、昭和34年2月から小学校で、昭和48年4月から中学校で完全給食を開始している。 - 同法第11条第2項の規定において、学校給食における食材費については、保護者の負担とされている。 - このため、本市の小中学校における学校給食費は、それぞれ月額4,140円（年額45,540円）と、月額4,600円（年額50,600円）となっている。 - 小中学校に3人の児童生徒が在籍している場合、学校給食費の年額は約14～15万円になる。 - 平成21年1月に実施した「大和市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査」において、理想とする子どもの人数は3人が最も多いものの、経済的理由などから実際に育てるつもりの子どもの人数は2人が最も多くなっている。 - 県外では、養育する子の全員、第2子以降、第3子以降について、それぞれ学校給食費に関し助成を行う先行市の例はいくつかあるものの、県内で同様の助成を行っている市はない。 2. 基本的な考え方 - 第3子以降の子どもに係る学校給食費について助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。 - 助成制度により少しでも安心して子育てできる環境を整え、少子化対策の一つとする。	3. 公費助成の内容 - 市内在住で、同一世帯にある児童及び生徒を同時に3人以上養育する保護者に対して、3人目以降の児童生徒に係る実際に負担した学校給食費を助成する。 - 生活保護及び就学援助など他の制度により学校給食費相当額の給付を受けている場合（一部支給を受けている場合はその額）を除く。 - 対象となる児童生徒で、給食の提供を受けない特別な理由がある場合には、保護者が負担すべき学校給食費相当額を助成する。 - 助成対象の条件（次の要件を満たす保護者） ① 養育している児童及び生徒が、市立小中学校及び特別支援学校の小学部又は中学部に同時に3人以上在籍すること ② 主たる生計維持者の前年の所得が児童手当法第5条各号に定める所得の範囲以内であること ③ 市税等及び学校給食費の未納がないこと - 助成の時期及び方法については、毎年9月に申請受付を行った後、原則、学校給食費の支払実績に基づき、年2回（11月、3月）に分けて助成を行う。 4. 必要経費 - 平成26年度における必要経費については、今年度の就学状況に基づく対象者数（246名）に学校給食費を乗じた1,153万円を見込む。 5. 事業の周知 - 学校等を通して対象の保護者に案内文、申請書を配布するほか、広報やホームページによる周知を図る。
経 過 S57. 4 米飯給食を週1回開始 S63. 4 米飯給食を週2回に増加 H22. 4 P E N食器・箸を導入 H22. 6 米飯給食を週4回に増加	今後の予定 H26. 2 第1回市議会定例会へ予算案を上程 H26. 3 学校給食費補助金交付要綱の制定 H26. 4 事業開始